

春日井市部活動検討会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市立の小中学校（以下「小中学校」という。）における部活動のあり方を定めるに当たり必要な意見を求めるため、春日井市部活動検討会議（以下「検討会議」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 検討会議において意見を求める事項は、小中学校における部活動のあり方に関する事項とする。

(組織)

第3条 検討会議は、12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が依頼する。

- (1) 小中学校の児童生徒の保護者
- (2) 小中学校長
- (3) 学識経験者
- (4) 春日井市スポーツ協会及び公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団の代表者又は同団体が推薦する者
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。